

# 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の保険料率は法律に基づき、2年に1度都道府県ごとに見直しを行い、決定されます。この度、令和6・7年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

## ●令和6・7年度の保険料率(千葉県)



- ※1 年間保険料額の上限の引き上げは、国により見直しが行われたものです。令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方は、令和6年度の上限が80万円となります。
- ※2 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。
- ※3 賦課のもととなる所得金額※2が58万円(年金収入21.1万円相当)以下の方は、令和6年度の所得割率は8.45%となります。

## ●7月中旬頃に後期高齢者医療保険料の通知書を送ります。

保険料の納め方は、

- 保険料を年金から天引きする方法(特別徴収)
- 納付書や口座振替により納付する方法(普通徴収)の2通りです。

### 以下の方は、年金からの天引き(特別徴収)ができません

- ①75歳になられた方
- ②受給年金額が年額18万円未満の方
- ③年の途中で所得などに変更があった方
- ④介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方
- ⑤介護保険料を納付書や口座振替で納めている方
- ⑥後期高齢者医療保険料や介護保険料が還付になった方

※お支払いに便利な口座振替のお手続きをお勧めします。

その他にもさまざまな事情で年金天引き(特別徴収)が中止となる場合があります、その際は普通徴収となります。**必ず通知書をご覧いただき、納付の方法や時期をご確認ください。**

納期限までに納付がない場合、条例の定めるところにより、**延滞金**が加算されます。期限内の納付をお願いします。

## ●後期高齢者医療保険料がコンビニやスマートフォン決済で納付できます。

夜間や休日でも各店舗の営業時間内であれば納付することができ、納付の手数料はかかりません。

※スマホアプリの場合は、お手元に納付書が残ります。**二重納付**されないようご注意ください

お問合せ●住民課国保年金係 ☎76-5405

# 介護保険料の計算方法が変わります

介護保険は、介護や支援を必要とする人を社会全体で支える仕組みです。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。詳しくは、7月にお送りする通知をご覧ください。

## 65歳以上の方の保険料

段階	対象になる方	年間保険料
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が住民税非課税・老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が住民税非課税・前年の本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の方 ※上記のいずれかの場合	17,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税・前年の本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方	29,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税・前年の本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の方	41,100円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者有)・前年の本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	54,000円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者有)・前年の本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円超の方	60,000円
第6段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が120万円未満の方	72,000円
第7段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	78,000円
第8段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	90,000円
第9段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	102,000円
第10段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	114,000円
第11段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	126,000円
第12段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	138,000円
第13段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が720万円以上の方	144,000円

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

# 国民健康保険税の課税限度額・負担軽減が変わります

医療費の増加に伴う厳しい財政状況のため、令和6年度分以降の国民健康保険税の課税限度額が引き上げられます。また、低所得者などの負担軽減拡充のため、軽減基準額の改正を行いました。

## ●課税限度額の引き上げ

	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円
支援分	20万円	22万円
介護分	17万円	17万円
限度額合計	102万円	104万円

※国民健康保険税は、医療分、支援分、介護分の3つで構成されています。

## ●負担軽減の拡充(均等割・平等割の軽減額を判定する所得基準)

### 【5割軽減】

(改正前)43万円+29万円×(被保険者数\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)  
**(改正後)43万円+29.5万円×(被保険者数\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)**

### 【2割軽減】

(改正前)43万円+53.5万円×(被保険者数\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)  
**(改正後)43万円+54.5万円×(被保険者数\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)**

(例)世帯主・配偶者・子ども2人の4人世帯の場合軽減が適用される所得額

	改正前	改正後
5割軽減基準額	159万円	161万円
2割軽減基準額	257万円	261万円

※被保険者数には、特定同一世帯所属者を含みます。(特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行し、継続して同一の世帯にいる人のことをいいます。)

改正により、さらに多くの世帯が負担軽減の対象になります。

## ●納税通知書の発送

国民健康保険税は**世帯主が納税義務者**となります。世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主宛てに納税通知書をお送りしますのでご確認ください。発送は7月中旬を予定しています。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402